

自家用電気工作物保安管理業務委託特記仕様書

1. 委託業務の目的

電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）及び関係法令、かつ監督官庁に提出した保安規程を遵守し、秋田県立秋田工業高等学校の自家用電気工作物の維持及び運用に関する保安を確保するため、電気工作物の保安管理業務を行うものである。

2. 業務履行場所

秋田県秋田市保戸野金砂町3番1号 秋田県立秋田工業高等学校

3. 業務履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 電気工作物の容量等

	高圧需要設備
(1) 設備容量	1550 kVA
(2) 受電電圧	6600 V
(3) 最大出力	725 kW

※低圧絶縁監視装置（詳細は11）を設置すること。

5. 委託業務の内容

- (1) 対象とする電気工作物において、受注者の保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）は、発注者の定める保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施するものとする。
- (2) 保安管理業務は、別に定める保安業務担当者が実施するものとする。
- (3) 対象とする自家用電気工作物の維持および運用について、日常巡視等の結果を問診により確認のうえ、保安規程に定める定期的な巡視、点検および測定・試験（その細目は受託者が別に定める「点検指針」による）を行い、経済産業省令で定める技術基準に適合しない場合又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について指示又は助言すること。
- (4) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある連絡を受けた場合において、現状を確認し、送電停止等必要な応急措置を指示するとともに、事故原因の究明に協力し、再発させないためのとるべき措置を指示又は助言し、必要に応じて臨時点検を行い、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成および手続きの指示を行うこと。
- (5) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行うこと。
- (6) 点検頻度、点検項目は次のとおりとする。
 - ア 点検頻度
 - (ア) 月次点検（主として設備が運転中の状態において点検することをいう。）
2か月に1回 実施

(イ) 年次点検（主として停電により設備を停止状態にして行う点検をいう。）

年に1回 実施

(ウ) 臨時点検（事故発生時、又は発注者の要請により行う点検をいう。）

必要の都度 実施

(エ) 工事期間中の点検（設置、改造等において施工状況及び技術基準への適合状況を確認する点検をいう。）

毎週1回以上 実施

・工事監督は毎週1回以上行うものとする。

・竣工検査、官庁検査の立ち会い、事故・故障発生時の応急措置の指導又は助言すること。

(オ) 絶縁監視装置による監視

毎日行う。

イ 点検項目

設備		点検項目	月次点検	年次点検
			1回/2か月	1回/1年
引込設備	区分開閉器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作試験		○
		継電器の動作特性試験		
		開閉器と継電器の連動試験		○
	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○
絶縁抵抗測定			○	
受電設備	断路器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作試験		
		継電器の動作特性試験		
	変圧器	遮断器、開閉器と継電器の連動試験		
		外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		絶縁油の酸価度試験		
	コンデンサ、リアクトル	絶縁油の絶縁破壊電圧試験		
		外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○

受電設備	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	避雷器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	母線等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
その他の高圧機器	外観点検	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	
受・配電盤	配電盤、制御配線	外観点検	○	○
		電圧、電流の測定	○	
		絶縁抵抗測定		○
		計器校正試験		
		シーケンス試験		
	低圧絶縁監視装置等	装置の点検	○	○
許容誤差試験			○	
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○
		接地抵抗測定		○
		漏えい電流測定	○	
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○
配電設備	電線路	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
負荷設備	機器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	配線、制御配線	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	開閉器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	遮断器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○

7. 発注者受注者相互の協力

次の場合、発注者は受注者の意見を尊重し、受注者は発注者に協力するものとする。

- (1) 発注者が電気工作物の設置または変更の工事を計画する場合及び工事が完成した場合に竣工検査を行うとき。
- (2) 主務官庁が法令に基づいて検査を行う場合。

- (3) 発注者が平常時及び事故その他の異常時における運転操作、体制整備等について定める場合。
- (4) 発注者が電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、保安に関する必要な事項を教育し、または演習訓練を行う場合。
- (5) 発注者が責任分界または需要設備構内を変更する場合。
- (6) その他必要な場合。

8. 業務を実施する者の資格

- (1) 電気事業法施行規則第52条の2に規定する電気主任技術者の外部委託先の要件を全て満たしていること。
- (2) 第6に定める業務内容を履行できる者であること。

9. 保安業務担当者の資格等

- (1) 受注者は、第5に掲げる電気工作物の保安業務担当者には、経済産業省告示第249号（平成15年7月1日）第1条の規定に適合する者をあてるものとする。
- (2) 受注者は、前号で定める保安業務担当者（氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号）及び受注者の事業所への連絡方法を書面をもって発注者に知らせ、発注者は面接等により本人の確認を行うものとする。
なお、保安業務担当者の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とする。
- (3) 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携帯して、発注者に対し身分を明らかにするものとし、発注者は、受注者が通知した保安業務担当者本人であることを確認するものとする。
- (4) 保安業務担当者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- (5) 保安業務担当者が病気その他やむを得ない事由によりその職務を執ることができないときは、他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という）を代行者としてその任を実施させることができるものとする。

10. 連絡責任者等

- (1) 発注者は、保安管理業務について受注者と連絡する者（以下「連絡責任者」という）を定め、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする（設備容量が6,000キボルトアンペア以上の需要設備にあつては電気事業法第43条第2項（1）②イからホに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者とする。）。
- (2) 発注者は、連絡責任者に事故等がある場合は、その業務を代行させるための代務者（以下「代務者」という。）を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- (3) 発注者は、連絡責任者又はその代務者を、保安業務担当者が行う保安管理業務に原則として立ち合わせるものとする。

11. 絶縁監視装置の設置及び運用

- (1) 受注者は、発注者の事業場構内に低圧電路の絶縁状態を監視し、自動で通報する装置（自動通報方式）及び付帯装置（以下「絶縁監視装置」という。）を設置するものとする。

- (2) 発注者は、絶縁監視装置を設置する場所を提供するものとし、設置した絶縁監視装置は受注者に無断で移設、取り外し及び修理等を行わないものとする。
- (3) 受注者は、絶縁監視装置の所有権を有し、その設置工事に要する費用を原則として負担するものとする。
- (4) 受注者は、絶縁監視装置が常に正常に稼働するようメンテナンスを行うものとする。
- (5) 受注者は、絶縁監視装置の警報を通信回線により、受注者の事業所等で自動受信するものとし、その受信記録を3年間保存するものとする。
- (6) 受注者は、前(5)の通信のために、発注者の電話回線を利用することができるものとし、この場合の通信料は受注者が負担するものとする。
- (7) 受注者は、絶縁監視装置の運用を取りやめる場合若しくは契約が消滅、解除又は失効した場合は、絶縁監視装置を取り外すものとする。ただし、発注者と受注者の協議の結果、絶縁監視装置を取り外さない場合にあっては、その所有権を発注者に帰属するものとする。

12. 提出書類及び時期

次の書類を記載の時期までに提出するものとする。

- (1) 業務計画書(年間計画) ※契約締結後速やかに
- (2) 電気設備点検報告書 ※各点検の都度速やかに
月次点検報告以外に、絶縁監視装置による監視結果を一月単位で取りまとめ報告すること。

13. 記録の保存

受注者が実施し、報告した保安全管理業務の結果の記録等は、発注者・受注者双方において3年間保存するものとする。

14. その他

この仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。